

船舶インシデント調査報告書

平成24年12月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

インシデント種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成24年7月12日 14時30分ごろ
発生場所	明石海峡東部 兵庫県神戸市所在の平磯灯標から真方位142°4,400m付近 （概位 北緯34°35.4′ 東経135°05.7′）
インシデント調査の経過	平成24年9月7日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	砂利運搬船 ^{めいせい} 明盛丸、332トン 130575、明盛海運建設株式会社 49.50m×10.98m×6.00m、鋼 ディーゼル機関、735kW、昭和63年4月
乗組員等に関する情報	機関長 男性 29歳 四級海技士（機関） 免許年月日 平成15年3月27日 免状交付日 平成23年12月2日 免状有効期間満了日 平成25年3月26日
死傷者等	なし
損傷	主機関 3番シリンダライナー及びピストンが損傷
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか1人が乗り組み、平成24年7月12日12時30分ごろ阪神港堺泉北区を出港し、機関を全速力前進として約10ノット（kn）の速力で明石海峡航路東口に向けて西北西進した。</p> <p>本船は、風速が約12m/sに達する南風と波浪を左舷側から受けて船体が大きく横揺れする状況下、明石海峡航路東方灯浮標の北東方沖を航行中、14時30分ごろ、主機関の緊急停止装置が作動し、主機関が停止した。</p> <p>本船は、主機関の点検を行った結果、潤滑油のこし器（以下「本件こし器」という。）が目詰まりしており、潤滑油圧力の低下により主機関のシリンダライナーなどが焼き付いている虞があったので、平磯灯標の南東方4,000m付近で錨泊した。</p> <p>本船は、他船にえい航され、13日02時30分ごろ兵庫県姫路市</p>

	家島港に入港した。
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風速 約12m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 荒天、潮汐 上げ潮の中央期</p> <p>潮流（7月12日明石海峡）</p> <p>転流 12時01分、西北西流最強 15時24分（3.3kn）</p>
その他の事項	<p>本船は、入港後、主機関の開放点検を行ったところ、主機関の潤滑阻害により3番シリンダのシリンダライナー及びピストンが焼き付いていた。また、緊急停止装置が作動する前に潤滑油圧力低下の警報は鳴らなかったが、リレーの作動不良によることが判明した。</p> <p>機関長は、本インシデント発生の2日前（7月10日）に本件こし器の掃除を行っていた。</p> <p>本船は、平成22年6月の定期検査の際に潤滑油タンクの内部を掃除して潤滑油を交換した。</p> <p>本船は、主として瀬戸内海において砂利等の運搬に従事していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、明石海峡東部を西北西進中、本件こし器が目詰まりして主機関の潤滑が阻害されたことから、主機関3番シリンダのシリンダライナー及びピストンが焼き付き、主機関の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、風速約12m/sに達する南風と波浪を左舷側から受けて横揺れしたことにより、潤滑油タンク内の潤滑油が攪拌され、同タンクの底部に溜まっていた不純物が潤滑油に混ざったことから、本件こし器が同不純物により目詰まりした可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、明石海峡東部を西北西進中、本件こし器が目詰まりして主機関の潤滑が阻害されたため、主機関3番シリンダのシリンダライナー及びピストンが焼き付き、主機関の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潤滑油タンクは、底部に不純物が溜まらないように定期的に掃除すること。